

平成23年度セーフティネット支援対策等事業実施要綱の新旧対照表

(別添)

改正後	現行
セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1～2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>社会的包摂・「絆」再生事業</u> ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそ	セーフティネット支援対策等事業の実施について (別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1～2 (略) 3 事業の種類 実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。 (1) ～ (3) (略) (4) <u>ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業</u> ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそ

れのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業及び、<u>コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図る事業。</u>	れのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業。
(5) (略)	(5) (略)
4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。	4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」を除く。
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
(4) <u>社会的包摂・「絆」再生事業実施要領</u> (別添 17)	(4) <u>ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領</u> (別添 17)
(5) (略)	(5) (略)
5 (略)	5 (略)

(別添17) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領 第1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。 また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。	(別添17) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領 1 目的 本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領3に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。
--	---

第2 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第28条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認められた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。 また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。 なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。	2 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第28条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の3（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認められた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。 また、都道府県又は市区町村は次の3（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。 なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。
第3 事業 1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 (1) ホームレス総合相談推進事業	3 事業 (1) ホームレス総合相談推進事業

ア (略)	ア (略)
イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行うこと。 (イ) 相談の結果を踏まえて、必要に応じて別紙1に掲げるように、関係機関との連携の下、支援を行うこと。	イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 本事業の内容は、次に掲げるものとする。 (ア) 3(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は3(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行うこと。
ウ (略) エ 実施上の留意事項 (ア) 巡回相談指導事業 a 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制(チーム)を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。	ウ (略) エ 実施上の留意事項 (ア) 巡回相談指導事業 a 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制(チーム)を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。

b 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。 c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。 e 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター、第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。	b 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。 c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。 e 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、3(2)に掲げるホームレス自立支援センター、3(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。
(イ) ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対しては、地域社会で孤立すること及び路上生活に陥ることがないよう配慮すること。 (ウ) ～ (オ) (略) (2) ～ (5) (略)	(イ) ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業 3(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は3(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対しては、地域社会で孤立すること及び路上生活に陥ることがないよう配慮すること。 (ウ) ～ (オ) (略) (2) ～ (5) (略)

2 <u>地域コミュニティ復興支援事業</u> (1) <u>事業内容</u> <u>本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせて一体的に実施するものとする。</u> <u>ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。</u> ア <u>地域の支援体制の構築を行う事業</u> <u>民間事業者等との連携体制の構築、人材養成等を行うため、次に掲げる取組を選択して実施し、本事業の実施体制を構築する。</u> <u>(ア) 地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施。</u> <u>(イ) (ア) の取組を中心的に担う人材の養成。</u> <u>(ウ) 民間事業者等と連携した見守り体制の構築。</u> <u>(エ) その他、地域の支援体制の構築に資する取組の実施。</u> イ <u>被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を</u>	
--	--

	<u>行う事業</u> <u>住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する恐れがある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行うため、次に掲げる取組を選択して実施する。</u> <u>(ア) 巡回訪問による声かけにより住民の孤立感の緩和を行うとともに、生活状況や課題等の把握を実施。</u> <u>(イ) 公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供。</u> <u>(ウ) 様々な分野の専門家を配置し、生活に関する総合的な相談窓口の設置。</u> <u>(エ) 住民一人一人に支援者が寄り添い、生活再建のための個別支援を実施。</u> <u>(オ) その他、住民のニーズ把握や孤立防止のための支援を行う取組の実施。</u> <u>ウ 関係者間の総合調整を行う事業</u> <u>本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。</u> <u>(ア) 行政、社会福祉協議会、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。</u> <u>(イ) 都道府県と市町村との連携や市町村間の連携等、</u>
--	--

<u>地方自治体間の連携のための会議の開催。</u> (ウ) <u>応急仮設住宅の住民を含めた連絡会議の開催。</u> エ その他、<u>地域コミュニティの復興に資する事業</u> <u>アからウまでの事業の他、つながりの場の設定のた</u> <u>めのイベントの開催や自治会の立ち上げ支援等、地域</u> <u>コミュニティの再構築に資する取組を実施する。</u> (2) <u>職員の配置</u> <u>実施主体は、本事業を実施するに当たって、必要な</u> <u>実務経験や専門的知識を有する者を配置すること。</u> (3) <u>実施上の留意事項</u> <u>ア 関係者・関係機関等との連携・協力</u> <u>本事業の実施に当たっては、社会福祉協議会、民生</u> <u>委員・児童委員、ボランティア団体、各職能団体、関</u> <u>係相談機関、民間企業等と十分な連携・協力を行うこ</u> <u>とにより効果的な事業の実施に努めること。</u> <u>イ 個人情報の取扱い</u> <u>本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施の</u> <u>ため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努め</u> <u>ると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事</u> <u>業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏ら</u>	
--	--

	<u>さないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を行うこと。</u> <u>ウ 補助対象経費について</u> <u>経費については、事業の実施に係る給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料、賃借料、役務費、委託料、備品購入費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いること。</u>
--	---